

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となつてゐることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、もつて住民の安全の確保に資することを目的とすること。

二 定義

この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、

水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいうこと。

三 基本理念

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならないこと。

四 国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、三の基本理念にのつとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有すること。
- 2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであると問わず、地域

防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならないこと。

3　国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとすること。

五　住民の役割

住民は、三の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとすること。

六　関係者相互の連携及び協力

住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

第二　地域防災力の充実強化に関する計画

1　市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとすること。

2 市町村は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとすること。

3 地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市町村に対し、当該地区的実情を踏まえて2に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる」と。

第三 基本的施策

一 消防団の強化等

1 消防団の強化

国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになつた消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとすること。

2 消防団への加入の促進

国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとすること。

3 公務員の消防団員との兼職に関する特例

(一) 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないこと。

(二) (一)により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しないこと。

(三) 国及び地方公共団体は、(一)の求め又は(一)により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとすること。

4 事業者の協力

(一) 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとすること。

(二) 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員

であること又はあつたことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(三) 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

5 大学等の協力

国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとすること。

6 消防団の活動の充実強化等

(一) 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとすること。

(二) 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相

互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとすること。

(三) 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとすること。

(四) 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとすること。

(五) 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとすること。

二 地域における防災体制の強化

1 市町村による防災体制の強化

市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとすること。

2 自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割

市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

3 自主防災組織等に対する援助

国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとすること。

4 市町村に対する援助

国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとすること。

5 防災に関する学習の振興

国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとすること。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の2及び3の規定は災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第三の一の3の規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。